



琦中広清協発第 55 号
平成 26 年 1 月 21 日

埼玉中部広域清掃協議会建設検討委員会委員長 様

埼玉中部広域清掃協議会
会長 新井保美



諮 問 書

埼玉中部広域清掃協議会建設検討委員会規程第 2 条の規定に基づき、次の事項について貴委員会の意見を賜りたく諮問いたします。

記

諮問事項

1. ごみ処理基本計画（案）について
2. 施設整備構想（案）について
3. 建設予定地の選定について

諮問理由

現在、東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村の 2 市 5 町 1 村は、4 つの団体において可燃ごみ処理を行っています。いずれの施設も老朽化が進み、新しいごみ処理施設を早期に整備する必要があります。一方、埼玉県ごみ処理広域化計画において、ごみ処理の効率化、コスト縮減等の観点から広域化が求められています。

この様な状況の中で、8 市町村は平成 25 年 3 月 26 日に埼玉中部広域清掃協議会を設立し、共同でごみ処理を行うことについて協議を始めました。また、平成 25 年 7 月 26 日、一般廃棄物処理熱回収施設等の整備に係る基本理念や整備方針等を決定し、新しい施設をごみの焼却処理から発生するエネルギーを有効活用する「一般廃棄物処理熱回収施設」として整備するとともに、その周辺に、エネルギーを活用した健康増進施設、産業振興に資する施設等を整備する「一般廃棄物処理熱回収施設等整備事業」として推進することとしました。

事業の推進にあたっては、長期的、総合的視点に立った計画的なごみ処理推進のための基本方針であるごみ処理基本計画と新ごみ処理施設の基本方針を定めるごみ処理施設整備構想の策定及び新ごみ処理施設の建設予定地の選定が必要であります。

つきましては、これらの状況を踏まえつつ、諮問事項についてご検討いただきたく諮問いたします。